

令和6年度かごしまアントレプレナーシップ養成事業業務委託 企画提案競技実施要領

1 趣 旨

この要領は、「令和6年度かごしまアントレプレナーシップ養成事業業務委託」(以下、「本業務」という。)において、企画提案競技により、業者を選定するため必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和6年度かごしまアントレプレナーシップ養成事業業務委託

(2) 目 的

県内の中高生や大学生等を対象に、起業家等によるセミナーやワークショップの開催、海外スタートアップとの交流等を実施し、若い世代の起業家マインドを養成する。

(3) 業務内容

別添「令和6年度かごしまアントレプレナーシップ養成事業業務委託仕様書(案)」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

(4) 履行期限

令和7年3月31日(月)

(5) 契約上限額

6,413千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

3 参加資格

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。

(3) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。)ないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。
また、次のいずれかに該当する法人でないこと。

ア 暴力団員等(鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者

(5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(6) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でないと判断するものを除く。

4 失格事項

- 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
 - (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
 - (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
 - (4) 見積書記載の金額が契約上限額を超えた場合
 - (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
 - (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
 - (7) その他、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

5 スケジュール

企画提案募集開始	令和6年4月4日（木）
質問書の提出期限	4月18日（木）※午後5時必着
質問書への回答の公表	4月25日（木）頃
企画提案書等の提出期限	5月13日（月）※午後5時必着
最優秀提案者決定（予定）	5月22日（水）

6 質問書

本業務に関して質問があるときは、質問書（様式1）を提出し、回答を求めることができる。

- (1) 提出方法
上記5の期限までに電子メールにより提出すること。
※ 電話で着信確認を行うこと。
- (2) 回答
質問書に対する回答は、鹿児島県ホームページにおいて公表する。
なお、質問書に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 提出かがみ文（様式2）
 - イ 企画提案書
以下により企画提案の内容を記載すること。
 - (ア) 本業務の趣旨を踏まえ、業務全般の実施に関する基本的な考え方や方針、実施により実現したい内容を示すこと。
 - (イ) 仕様書4(1)及び(2)の業務毎に、企画提案の内容、提案理由、実施により見込まれる効果を示すこと。なお、以下の事項を必ず含めること。
 - 【仕様書4(1)について】
有効な集客方法、想定する参加者、開催内容及び講師等
 - 【仕様書4(2)について】
有効な集客方法、想定する参加者、実施内容
 - ウ 実施計画書
業務毎の実施時期・手順等のスケジュールを示すこと。
 - エ 実施体制書
本業務を実施するに当たっての組織・人員体制を示すこと。連携等を予定している企業等があれば、併せて記載すること。
 - オ 費用見積書
積算内訳を具体的に示すこと。
 - カ 法人の概要書
代表者や所在地、事業内容、役員、同種事業の実績等を記載すること。
 - キ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書（様式3）
- (2) 提出期限
令和6年5月13日（月）午後5時必着

- (3) 提出部数
6部（原本1部）
- (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。
※ FAXや電子メールは不可

8 企画提案書等の作成に係る留意事項

- 企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。
- (1) 上記7(1)の提出書類のうちイ～カの様式は自由とする。
 - (2) 企画提案書等の提出は1者1案とする。
 - (3) 仕様書の内容以外に、契約上限額を超えない範囲で、本業務の目的を達成するために有効と思われる事項があれば追加提案すること。
 - (4) 採用された企画提案書の使用権は鹿児島県に帰属する。
 - (5) 委託契約の締結に当たり、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。
 - (6) 企画提案書等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - (7) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。
 - (8) 企画提案書等は返却しない。

9 審査方法及び審査結果

- (1) 審査方法
審査委員会を開催し、書類審査の結果、最も内容が優れていると評価された企画提案書を提出した者を最優秀提案者とする。なお、必要に応じて書面等による質疑を行う。
- (2) 審査結果
審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。
なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

10 契約

- (1) 最優秀提案者となった者を委託先候補とし、鹿児島県と詳細な業務の内容や契約条件について協議し合意した後に委託契約を締結する。
- (2) 業務内容を修正した場合においても、2(5)に定める額を上限とする。
- (3) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。
契約に当たっては、契約書を2部作成し、各1通を保有する。
- (4) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

11 その他

- (1) 企画提案書等は、提案者に無断で使用しないが、審査に必要な範囲において複製を作成するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たり、企画提案書等に記載された総括業務責任者は、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。
- (3) 企画提案書等の提出後に、災害や感染症の流行等により、企画提案した内容の実施が困難になったと認められる場合は、鹿児島県と提案者が協議を行い、企画提案内容の変更等を行うものとする。

12 担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県商工労働水産部産業立地課新産業創出室スタートアップ支援係 担当：紀（きの）
郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話番号 099-286-2964
FAX番号 099-286-5578
電子メールアドレス startup@pref.kagoshima.lg.jp

様式 1

令和 年 月 日

質問書

名称	
住所（所在地）	
所属／職氏名	
電話番号	
E-mail	

資料名	
-----	--

N O	項目	該当箇所		質問
		頁	番号	

※1 質問する資料ごとに本様式を作成すること。

※2 資料名には該当する資料名称を記入すること。（企画提案競技実施要領、仕様書（案）等）

※3 項目欄は該当資料の該当箇所の項目をそのまま転記すること。

※4 行が不足する場合には、適宜増やすこと。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住所(所在地)

名 称

代表者職氏名

今般、貴県が実施する令和6年度かごしまアントレプレナーシップ養成事業業務委託企画提案競技に係る書類を別添のとおり提出します。

なお、提出書類の記載事項はすべて事実と相違なく、かつ、当該企画提案競技実施要領の参加資格を満たす者であることを誓約します。

【担当者】

所 属

氏 名

住 所

電話番号

E-mail

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

住 所

(ふりがな)

氏 名

法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

（注）1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することができます。

2 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
- ウ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

役員等名簿

【商号·名称】

年 月 日現在